

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年12月12日(2013.12.12)

【公開番号】特開2012-95708(P2012-95708A)

【公開日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2012-020

【出願番号】特願2010-243801(P2010-243801)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/00 3 0 0 X

A 6 1 B 6/00 3 0 0 D

A 6 1 B 6/00 3 0 0 S

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月28日(2013.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

放射線を検出し、放射線画像を生成する放射線平面検出器と、

前記放射線平面検出器を制御する制御手段と、

前記放射線平面検出器と前記制御手段との間に配置された断熱部材と、

前記放射線平面検出器と前記制御手段とが格納された外装筐体と、

前記放射線平面検出器の熱を前記外装筐体の第一の面に伝熱する第一の伝熱部材と、

前記制御手段の熱を前記第一の面と異なる前記外装筐体の第二の面に伝熱する第二の伝熱部材と、を有することを特徴とする放射線画像撮影装置。

【請求項2】

前記第一の伝熱部材は、前記放射線平面検出器を前記外装筐体内に保持する構造を有し、

前記制御手段の前記放射線の入射側に配置され、前記制御手段を前記外装筐体に保持し、所定値よりも放射線透過率の小さい第二の保持手段を有することを特徴とする請求項1に記載の放射線画像撮影装置。

【請求項3】

前記断熱部材は、前記放射線平面検出器と前記制御手段との間の熱の移動を遮断するための空気層を有することを特徴とする請求項1もしくは2のいずれか1項に記載の放射線画像撮影装置。

【請求項4】

前記第一の伝熱部材は、前記第二の伝熱部材よりも熱伝導率が高いことを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の放射線撮影装置。

【請求項5】

前記第一の伝熱部材と前記外装筐体とはアルミニウム又は銅から構成され、前記第二の伝熱部材は鉄又はステンレスから構成されることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の放射線画像撮影装置。

【請求項6】

前記放射線撮影装置を移動させるCアーム装置を有し、

前記 C アーム装置は、前記第一の面もしくは前記第二の面と接続されていることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の放射線画像撮影装置。

【請求項 7】

前記放射線平面検出器の少なくとも一辺と前記制御手段とを電気的に接続するための接続配線を有し、

前記第一の伝熱部材は、前記接続配線が接続された辺と異なる辺に接続されることを特徴とする請求項 2 に記載の放射線画像撮影装置。

【請求項 8】

前記接続配線の一部は、前記第二の保持部材に固定されていることを特徴とする請求項 7 に記載の放射線画像撮影装置。

【請求項 9】

更に、前記第二の面に伝熱された熱を冷却する冷却手段を有することを特徴とする放射線画像撮影装置。